

街区の変更及び新設について

住居表示に関する条例（高槻市条例第521号）第2条の規定により次のとおり街区を変更及び新設する。

令和6年6月4日

高槻市長 濱田 剛 史

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 実 施 区 域 | 別図1から別図2のとおり街区を変更及び新設する。 |
| 2 | 町名及び街区符号 | 井尻二丁目7番街区（変更）
井尻二丁目13番街区（変更）
井尻二丁目14番街区（新設） |
| 3 | 実 施 期 日 | 令和6年6月4日 |



